

令和5年 第6回定例会

駒ヶ根市議会会議録

駒ヶ根市議会

令和5年第6回駒ヶ根市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年11月29日（水曜日）

午前10時00分 開 会

市長挨拶

第1 閉会中の議員辞職の報告等

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案の上程及び提案説明

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）

議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 駒ヶ根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

議案第71号 財産の処分について

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

第6 議案に対する質疑及び委員会付託

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）

議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 駒ヶ根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

議案第71号 財産の処分について

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

第7 委員長報告、質疑、討論及び採決

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）

議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第8 請願及び陳情について

第9 伊南行政組合議会議員の補欠選挙

第10 上伊那広域連合議会議員の補欠選挙

出席議員（14名）

1番	竹上陽子	2番	小林敏夫
3番	今堀雷三	4番	(欠員)
5番	小原晃一	6番	池田幸代
7番	中島和彦	8番	押田慶一
9番	藤井邦彦	10番	竹村 誉
11番	氣賀澤葉子	12番	中山万宝
13番	竹村知子	14番	宮下 稔
15番	小原茂幸		

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	伊藤祐三	副市長	小平 操
教 育 長	本多俊夫	総務部長	吉澤一義
教 育 次 長	北澤英二	企画振興課長	久保田浩人
総務課長	竹村正宣	財政課長	福澤 修
民生部長	中村竜一	産業部長	小澤一芳
建設部長	小林 哲	会計管理者	北澤武志
代表監査委員	竹村正司	監査委員	下平昭治

事務局職員出席者

局 長	下平和弘
次 長	車田庄治
主 査	新井美香

本日の会議に付議した事件

議事日程（第1号）記載のとおり

午前10時00分 開会

○局長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長（小原 茂幸君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

早いもので今年も残すところ1か月余りとなり、何かと慌ただしい季節になりました。

この一年を振り返りますと、5月に新型コロナが5類に移行してインフルエンザと同等となり、8月に東電・福島第一原発処理水の海洋放出が開始され、9月に第2次岸田再改造内閣が発足、10月にはアメリカ大リーグでの大谷翔平選手の歴史的な偉業、さらには藤井聡太棋士の8冠史上最年少で達成などが大きな出来事として記憶に残っております。

一方で、ロシアによるウクライナへの侵攻、ハマスのテロに対するガザ地区へのイスラエルの侵攻といった軍事衝突などの影響により、エネルギーや原材料価格の高騰、円安の進行などがあり、あらゆる商品の価格が上昇し、私たちの家計を圧迫した一年でありました。

また、世界的な気候変動により、地球沸騰化とも言われる記録的な猛暑の年となりました。

比較的自然災害は少なかった年ではありましたが、当市では6月に集中豪雨による被害が発生しています。

本年は、コロナによる様々な制限がなくなり、経済活動は正常に戻りつつあり、ここ数日、東京株式市場での日経平均株価は令和5年当初からの高値をつけ、さらなる景気浮揚に期待しているところであります。

市民の皆様には、平穏に年末を過ごされまして、輝かしい希望に満ちた新年を迎えられますよう心よりお祈りする次第でございます。

今議会は本年の締めくくりの定例会であります。議員各位の熱の籠もった議論を期待いたします。

これより、11月22日付、告示第215号をもって招集された令和5年第6回駒ヶ根市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議員定数15名、欠員1名、ただいまの出席議員数14名、定足数に達しております。

日程はタブレットに配付してあります。

日程に従い会議を進行いたします。

市長挨拶。

○市長（伊藤 祐三君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

令和5年11月22日付、告示第215号をもちまして令和5年第6回駒ヶ根市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには、全員の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、暦は師走に入ります。本格的な冬の到来とともに、残すところ1か月余りとなります。

振り返りますと、駒ヶ根市では、6月2日、台風の影響を受けた前線が活発化し、大雨に襲われました。災害発生の危険性が高まったため、市内4か所に自主避難所を設置いたしました。続いて土砂災害警戒情報が発令され、中沢区と東伊那区に避難指示を出しました。幸い、市民の皆さんの生命に影響を与える大きな被害は発生し

ませんでした。しかし、のり面崩落などの耕地災害、林道被害が出る結果となりました。9月定例会で災害復旧費の補正予算を承認いただき、現在、取り組んでいるところであります。

このところ異常気象の影響によりまして各地で自然災害が発生しております。特に近年は激甚化、広域化する傾向があり、様々な状況を想定した、よりきめ細かな訓練、危機管理体制の構築が必要となっております。こうした状況を踏まえまして、現在、市内のハザードマップの全面改定作業を進めておりまして、今年度中には全戸に配布する計画であります。

主な改定内容は、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の区域変更、想定最大規模降雨の算出方法が百年に一度程度の降雨から千年に一度程度の降雨の想定に変わってまいります。こうした見直しの結果、激しい雨が降り、河川から氾濫した水によって浸水が発生する河川浸水想定区域は拡大されます。

市民の皆さんには、改めて危険地域を確認いただき、災害発生時には早めの避難を心がけるなど、一層の対応をお願いいたします。

市では、引き続き地域や関係機関と連携を強化し、災害対策に万全を期してまいります。議員の皆様をはじめ市民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

次に景気の動向であります。

内閣府が11月15日に発表しました7月～9月期の国内総生産——GDPの速報値は、物価変動の影響を除いた実質の季節調整値で前期比0.5%減少、年率換算では2.1%の減少となり、3・四半期ぶりのマイナス成長となりました。物価高に伴う個人消費や企業の設備投資などが振るわなかったことが影響したと見られております。

これを踏まえ、国は、11月の月例経済報告で「一部に足踏みもみられる」との表現を加えて、国内の景気判断を10か月ぶりに引き下げております。

駒ヶ根市内の経済状況につきましては、11月に駒ヶ根商工会議所と合同で86の事業所に景気動向調査を実施し、現在、詳細を分析中であります。暫定ではありますが、最近の状況について説明いたします。

いずれの業種も、原材料費、あるいは光熱費の高騰が続いております。昨年同時期と比較しますと経費の大幅な上昇はひとまず止まっておりますが、高止まりが続いており、引き続き利益を圧迫しております。受注単価の引上げを受け入れる取引先が増えているとの声もありますが、転嫁できるほどの伸びではないと指摘されております。

また、いずれの業種も人手不足、人材不足が大きな課題であります。仕事量や客数の受入れ制限など、経営に影響が出ているほか、将来的に事業を拡大するに当たっても不安の声が多く聞かれております。

特に製造業では、前回——5月の調査時点から引き続き受注量に大きな落ち込みが見られております。コロナ禍での半導体の過剰生産に伴う生産調整や中国経済の不況が影響しております。状況の好転までにはもう少し時間がかかるとの声が聞かれております。

また、自動車産業もEVをはじめとする次世代自動車への産業構造の変化に対して期待と不安の両方の声が出ております。

新型コロナウイルスの5類移行に伴いまして全国的に旅行客の動きが見られるようになってきておりますので、観光業や関係する商業、サービス業はコロナ禍当時に比べ売上げは好調だとの声が出ております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、原材料等の高騰、人手不足による客数受入れの制限などの影響もありまして、利益は伸

び悩んでいるとのことであります。旅館、ホテルでは、全国旅行支援があった昨年と比べれば全体の客数は少し減少しているとの声もありました。

こうした状況の中で、国はデフレ完全脱却のための総合経済対策として 13.1 兆円規模の総合経済対策を示しております。持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済への変化を目指して、具体的な内容としましては、物価高から国民生活を守る、地方・中小企業を含めた持続的賃上げ・所得向上と地方の成長を実現、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進、人口減少を乗り越え変化を力にする社会変革を起動・推進、国土強靱化・防災減災など国民の安全・安心の確保の 5 項目を柱としております。

駒ヶ根市としましても、厳しい経済情勢の中で市民の皆さんが安定した生活を送ることができ、市内経済が停滞することのないよう、国の動向も注視し、低所得者世帯の方々に対する支援など、様々な施策に取り組んでまいります。

さて、本年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が 5 類に引き下げられ、ウイズコロナ時代が本格的に始まりました。暮らし方、働き方が大きな転換点を迎える中、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めるための施策を展開しております。幾つかの事業につきまして触れさせていただきます。

シン“KOMAGANE”プロジェクトでは、本年度、中央大学が学部の垣根を超えて、地方自治体の課題解決を考える教育プログラム——地域公共マネジメントプログラムを、駒ヶ根市をフィールドに実施しております。9 月には 36 人の学生の皆さんが訪れていただき、フィールドワークを実施いたしました。12 月には成果報告会が行われ、政策提言をいただくことになっております。

ウミガメプロジェクトでは、9 月に糸平プロジェクトとコラボいたしまして赤穂高校で東京証券取引所のプログラムによる金融教育出前講座を実施いたしました。赤穂高校では、市が独自に設けた 9 つの地域探求講座で生徒の皆さんが課題探求に取り組んでおります。駒ヶ根工業高校では、12 月、1 年生を対象に企業見学を実施する予定であります。引き続き人材育成・キャリア形成支援に取り組んでまいります。

国際交流事業では、JICA 訓練所がある町としまして伊南地域の住民の皆さんと一体となって取り組む協働隊週間——みなこいワールドフェスタが 30 回を迎えました。10 月 29 日には 4 年ぶりに広小路を会場に国際広場が開催され、多くの人々が国際色豊かなイベントを楽しむなど、にぎわいが戻ってまいりました。

第 5 次総合計画の共通基盤であります自治体 DX の推進であります。こまがね DX 戦略に基づきまして様々な取組を進めております。

1 1 月からは、市役所、支所、サービスコーナーの窓口では現金だけでありました手数料等の支払いがキャッシュレスでできるようになりました。

また、口座振替の申込みが 1 月から、一部の公共施設の予約は本年度中に、それぞれウェブからできるようになります。

さらに、DX を推進したい市内の中小企業の皆さんの後押しをするよう、支援策立案のための実態調査、研究会、講座を開いております。

庁内では、職員が各分野で DX を推進できるよう研修を行うとともに、業務の効率化を進めるため、文書管理、勤怠管理の電子化、電子決済を 2 月から導入いたします。

さて、今議会に提案いたします当初提出分の議案であります。条例 6 件、補正予算 3 件、事件 2 件の計 11

件であります。

議案の主な内容であります。条例は、国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当を改定するための条例改正、特別職の国家公務員の給与改定に準じ市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当の額を改定するための条例改正、国家公務員の非常勤職員との権衡を踏まえ会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための条例改正、令和6年秋の健康保険証廃止により福祉医療事務における健康保険資格情報の取得方法として当該業務を独自利用業務として追加するための条例改正、長野県が目指す保険料水準の統一を踏まえ国民健康保険の適正かつ健全な運営を確保するため国民健康保険税の税率等を改正する条例改正、介護予防拠点施設を地元区・自治会へ譲渡することに伴い施設を廃止するための条例改正、それぞれをお願いするものであります。

次に、補正予算では、令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）としまして歳入歳出それぞれ8,965万5,000円を追加し、予算の総額を156億2,100万4,000円とするものであります。

主な内容であります。人事院勧告や人員構成の変動等に伴う正規職員の人件費を追加、正規職員の給与改定に準じた報酬額の改定及び最低賃金の見直しに伴う会計年度任用職員の人件費を追加、市議会議員の欠員に伴い市議会議員補欠選挙を実施するための予算を追加、介護保険特別会計補正予算（第2号）に伴う一般会計繰出金の予算計上。

また、令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）としましては、歳入歳出それぞれ7億1,966万8,000円を追加し、予算の総額を163億4,067万2,000円とするものであります。

主な内容であります。ふるさと寄附の見込みに基づいて増額する予算を追加、自転車用ヘルメットの購入支援予算を追加、障がい者の各種サービスにおける利用者の増加に伴い介護・訓練給付費の増加分を追加、子ども医療費の増額分を追加、後期高齢医療保険療養給付費の確定に伴う予算を追加、病児保育事業の利用者が見込みを上回っているため予算を追加、私立幼稚園・保育園の運営に対する施設型給付費等につきまして公定価格の改定に伴う予算を追加、4月の霜害で被害を受けた果樹の販売促進を支援、資材価格が高騰する中で県の補助事業によりキノコ生産者を支援、スマート農業に取り組む農業者の設備導入費を支援、中小企業融資信用保証料制度の利用増加に伴う予算を追加、こまくさの湯及び駒ヶ根キャンプセンターの設備の改修予算を追加、令和6年度の学習指導要領の改訂に伴い小学校教師用指導書を購入するための予算を追加、総合文化センターの長寿命化に向けた実施設計を行うための予算を追加、除雪等の対応に備えて予算を追加。

以上であります。

このほか、令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）としまして人件費に係る増額補正をお願いするものであります。

事件につきましては、介護予防拠点施設を地元区・自治組合へ譲渡するための財産処分についてと公の施設の指定管理者の指定についてであります。

今議会に提案いたします議案は、いずれも重要な案件であります。慎重な御審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。第6回定例会の招集に当たっての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議 長（小原 茂幸君） 日程第1 閉会中の議員辞職の報告等に入ります。

去る10月31日に松崎剛也議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の申出が提出されました。

地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可いたしましたので、報告をいたします。

松崎剛也議員の辞職に伴い総務産業委員会の委員長が欠員となっております。

委員長等は駒ヶ根市議会委員会条例第9条第2項の規定により委員会において互選することになっております。

総務産業委員会は直ちに委員会を開き、委員長を互選の上、その結果を議長まで報告願います。

委員長を互選するため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩。

午前10時21分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ただいま総務産業委員会の委員長の決定報告がありましたので、朗読いたさせます。

○局長（下平 和弘君） 申し上げます。

総務産業委員会委員長、竹村知子議員。

以上でございます。

○議長（小原 茂幸君） この際、報告いたします。

松崎剛也議員の辞職に伴い議会運営委員会に欠員が生じています。

市議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき中山万宝議員を代表者会にて決定されているとおり議会運営委員に選任いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は駒ヶ根市議会会議規則第87条の規定により10番 竹村誉議員、11番 氣賀澤葉子議員、12番 中山万宝議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ去る11月24日の議会運営委員会においてタブレット内に配付してあります日程表のとおり決定されております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月19日までの21日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告をいたさせます。

○局長（下平 和弘君） 11月22日付にて市長から次のとおり議案の送付がありました。

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など、条例6件、補正予算3件、事件2件の計11件でございます。

また、陳情1件がお手元に配付してあります文書表に記載のとおり提出されております。

次に、閉会中の議会運営委員会副委員長の辞任と新たな副委員長の選任について報告いたします。

去る11月22日、竹村知子副委員長より議会運営委員会委員長に対して副委員長について辞任願が提出されました。

11月24日に開かれた委員会での協議の上、副委員長辞任について許可されました。

このことにより空席となりました議会運営委員会副委員長には、委員会条例第2条第2項の規定に基づく委員会での互選の結果、中島和彦委員が当選し、就任しておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（小原 茂幸君） 日程第5

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）

議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

以上、条例2議案、補正予算2議案、計4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（吉澤 一義君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

それでは議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書62—1ページをお願いいたします。

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員等の給料月額及び期末手当、勤勉手当の額を改定するためでございます。

概要について御説明しますので議案第62号・63号資料を御覧いただきたいと思います。

資料の1でございますが、国家公務員における給与改定の概要でございます。

(1)の経過でございますように、8月の人事院勧告を受け、11月17日に給与法等改正法案が可決・成立をしております。

(2)の改定内容でございますが、①の内閣総理大臣等特別職の職員につきましては一般職の指定職員に準じ期末手当を0.1月分引き上げて3.3月分を3.4月分への改定、②の一般職の職員につきましては、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給月額を引上げ、併せて期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げまして年間の支給月数4.4月分を4.5月分へと改定する内容となっております。

2は市における一般職の職員の給与に関する条例の改正概要でございます。

(1)の給料表の改定は国に準じ俸給月額を引き上げるもので、平均改定率は1.27%でございます。

(2)の期末勤勉手当の改定は、こちらも国と同様に期末手当、勤勉手当ともに0.05月分、合計0.1月分を引上げ、年間支給月数を4.5月分とするものでございます。

表2の2—1には手当の支給月数を掲載してございます。

上段の令和5年度におきましては、6月期分は期末勤勉手当を支給済みのため、一括して12月期において期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分を配分し、下段の令和6年度以降は、6月期12月期の期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.025月分ずつ配分し、年間で0.1月分の増とする改定としてございます。

表2の2-2は部長級の支給月数ですが、同様の配分としてございます。

次のページを御覧いただきまして、表2の2-3及び表2の2-4では定年前再任用短時間勤務職員の配分を掲載しています。こちらは期末手当、勤勉手当ともに0.025月分の引上げ幅となります。

(3)の給与改定に伴う所要額でございますが、一般職員分は全会計で2,938万4,000円となります。

次に3の市議会議員及び特別職の職員の給与に関する条例の改正概要でございます。

国の特別職の職員の改定に準じまして期末手当の支給月数を3.3月分から3.4月分へと0.1月分引き上げるものでございます。

表のとおり、一般職と同様に、令和5年度は12月期に0.1月分を配分し、令和6年度以降は6月期12月期にそれぞれ0.05月分ずつを配分し、引き上げてございます。

改定所要額は、特別職が31万6,000円、市議会議員が67万4,000円でございます。

資料の説明は以上でございまして、議案書にお戻りをいただきまして62-2ページをお願いいたします。

改正内容でございます。

第1条では令和5年度に適用する改正を規定しておりまして、第18条第2項及び同条第3項においては期末手当、第19条第2項第1号及び同項第2号においては勤勉手当の支給割合を、先ほどの資料で説明しました令和5年度の配分のとおり改正するもの、また別表1につきましては給料表を62-3ページから62-6ページにかけて掲載のとおり改正をするものでございます。

なお、別表第1は本年4月1日に遡って改正をするものでございます。

続いて62-6ページまでお進みください。

第2条では令和6年度以降に適用する改正を規定しておりまして、第18条第2項及び同条第3項においては期末手当、第19条第2項第1号及び同項第2号においては勤勉手当の支給割合を、先ほど説明しました令和6年度以降の配分のとおり改正するものでございます。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行するものですが、改正条例第2条の規定は令和6年4月1日からの施行を定めております。

ページをお進みいただきまして、附則第2項では別表第1改正を年4月1日に遡及して適用することを定めております。

附則第3項につきましては、改正前に支払われた給与を内払いとみなすという規定でございます。

議案第62号の提案説明は以上でございます。

続いて議案書63-1ページを御覧ください。

議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、一般職の職員の給与改定に伴い市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当の額を改定するためでございます。

63—2ページをお願いいたします。

改正内容でございますが、第1条及び第2条は駒ヶ根市議会議員の議員報酬に関する条例の一部改正を定めておりまして、第1条では令和5年度12月期の、第2条では令和6年度以降の期末手当の支給割合について資料で説明のとおり改正をするものでございます。

第3条及び第4条は駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正を行っておりまして、第3条では令和5年度12月期の、第4条では令和6年度以降の常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を資料で説明のとおり改めるものでございます。

附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、その場合の改正前に支払われた期末手当を内払いとみなす規定でございます。

議案第63号の提案説明は以上でございます。

それでは議案書の64—1ページをお願いいたします。

議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）について提案説明を申し上げます。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,965万5,000円を追加し、予算の総額を156億2,100万4,000円とさせていただきますのでございます。

今回の補正は給与改定や職員構成の変動に伴う人件費等の補正及び1月に執行予定の市議会議員補欠選挙にかかる費用を追加する補正予算でございます。

64—5ページをお願いいたします。

事項別明細書で補正の内容を御説明させていただきます。

まず歳入でございますが、20款1項8目 介護保険特別会計繰入金は退職積立のための繰入金を減額するもの、これは職員構成の変動に伴うものでございます。

21款1項1目 繰越金は、今回の補正の一般財源に繰越金を充てるものでございます。

64—7ページをお願いいたします。

歳出について御説明させていただきます。

款1、1項1目 議会費は、給与の改定及び職員構成等の変動等に伴う人件費の補正でございます。

また、今回、会計年度任用職員につきましても、一般職に準じ、また最低賃金の見直しに伴いまして報酬額の改定を行っておりますので、会計年度任用職員分も含めました人件費の補正を64—9ページ以降の各目についても行っております。同様の内容となる部分につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。

それでは64—15ページまでお進みください。

款2総務費、4項8目 市議会議員選挙費でございます。市議会議員1名が欠員となっておりまして、1月執行予定の市長選挙に合わせまして市議会議員補欠選挙を執行する費用と追加するものでございます。

続きまして64—19ページまでお進みください。

款3 民生費、1項13目 介護保険費でございます。こちらは介護保険特別会計における人件費の補正に対する一般会計からの繰出金の追加でございます。

以下64—48ページまで、冒頭で申し上げました人件費の補正という内容になってございますので、説明の

ほうは省略させていただきたいと思います。

64—49ページから64—52ページには給与費明細書を掲載してございます。こちらは後刻お目通しをいただければと存じます。

議案第64号の説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○民生部長（中村 竜一君） 議案書65—1ページをお願いします。

議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

第1条にありますとおり、歳入歳出にそれぞれ170万8,000円を追加し、予算の総額を36億3,836万7,000円とするものです。

65—3ページをお願いします。

歳出、1款1項 総務管理費及び5款 地域支援事業は、いずれも給与改定及び人員構成の変動に伴う正規職員の人件費並びに会計年度任用職員の報酬額の改定に伴う人件費の補正。

1款3項 介護認定費は、介護認定調査の件数が増加したことに伴う認定調査員の人件費を追加するものです。

65—2ページに戻っていただき、歳入は、それぞれ介護保険の負担ルールに基づいて補正するものです。

説明は以上です。

御審議のほどよろしくようお願いいたします。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

次に、

議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号 駒ヶ根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

以上、条例4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（吉澤 一義君） それでは議案書66—1ページをお願いいたします。

議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。

提案理由でございますが、国家公務員の非常勤職員との権衡を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当について新たに規定するものでございます。

概要について御説明しますので、お配りしました議案第66号説明資料を御覧いただきたいと思います。

勤勉手当導入の理由でございますが、地方自治法の改正によりまして令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となりました。これを受けまして、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、パートタイム会計年度任用職員のうち月給職員に対しまして令和6年度から勤勉手当を支給できるよう所要の整備を行うものでございます。

なお、パートタイム会計年度任用職員のうち時給の職員につきましては、他の地方公共団体等の導入状況を踏まえまして今後検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

2の勤勉手当支給月数でございますが、当市はこれまで会計年度任用職員に対しまして勤勉付加報酬として報酬を支給してまいりました。令和6年度からは、現行の勤勉付加報酬の支給をやめ、同じ月数を勤勉手当として支給していくという予定でございます。そのため、勤勉手当の導入に伴う新たな財政負担は発生しないという状況でございます。

勤勉手当の支給月数は表に記載のとおりでございますので、御覧をいただければと思います。

3には会計年度任用職員の処遇改善について記載をしてございます。この内容につきましては、今回の条例改正とは関わらない部分でございますが、県最低賃金の引上げ、また一般職の給与改定に準じ処遇改善を行うという内容でございます。

月給職員につきましては報酬月額、期末手当、勤勉付加報酬を本年4月に遡り改定、時給職員につきましては時給単価、期末手当を令和6年度より改定したいとするものでございます。

改定の内容につきましては枠の中を御覧いただければと思います。

それでは、議案書にお戻りいただきまして66—2ページをお願いしたいと思います。

改定内容でございます。

第2条では会計年度任用職員の給与の規定に勤勉手当を加え、追加する第10条の2では、第1項において、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について一般職等の規定を準用しつつ、その支給の上限額については一般職等を超えない範囲で市長が定めることを規定してございます。

第2項では勤勉手当の基礎額を規則で定める基準に従い任命権者が定めることを、第3項では手当支給の有無を判断する勤務月数について期末手当の規定を準用することを規定してございます。

第19条の第1項では勤勉手当を支給しない対象を規則で定めることを規定しまして、追加する第19条の2では第10条の2でフルタイム会計年度任用職員に規定したものをパートタイム会計年度任用職員について準用することを規定してございます。

附則としまして、この条例を令和6年4月1日から施行することとしてございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○民生部長（中村 竜一君） 議案書67—1ページをお願いします。

議案第67号 駒ヶ根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、来年秋に健康保険証が原則廃止され、健康保険資格情報がマイナンバーカードに一本化されることから、福祉医療事務において個人番号を利用して健康保険資格情報等を取得することができるように所要の改正を行うためです。

67—2ページをお願いします。

改正文になります。

別表第1は個人番号を利用できる事務に福祉医療費の支給に関する事務を追加するもの。

別表第2は個人番号をキーとした情報連携により事務処理に必要な限度で利用することができる特定個人情報
を定めているもので、今回、福祉医療費支給事務に必要な世帯情報など、特定個人情報を追加するものです。こ
の改正によりまして福祉医療費の受給資格者証の交付申請時や給付金の支給申請時に必要な添付書類を省略し、
手続の簡素化を図ることができます。

67—3ページ、附則は、改正条例の施行日を交付の日からとするものです。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○総務部長（吉澤 一義君） それでは議案書68—1ページをお願いいたします。

議案第68号 駒ヶ根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由は、地方税法等の改正に伴う改正及び国民健康保険税率の改定を行うものでございます。

68—2ページをお願いいたします。

改正内容でございます。

第1条では、地方税法等の改正を受けまして出産時における国民健康保険税負担の軽減制度を新たに設けるこ
とについて規定をしております。

制度の概要でございますが、産前産後の期間におきまして、出産被保険者、これは出産予定あるいは出産をし
た方のことでございますが、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額を減額するというものでございます。

今申し上げました産前産後の期間とは、出産予定月の前月から4か月間、ただし双子以上の多胎妊娠の場合は
出産予定月の3か月前から6か月間でございます。

減額する額につきましては、産前産後の期間に相当する出産被保険者に係る所得割額及び均等割額でございま
す。

それでは条文を御覧いただきまして、23条に第3項を追加いたしまして、今申し上げました出産被保険者に係
る所得割額及び均等割額の減額について規定してございます。

第1号からページをお進みいただきまして第6号までは、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付
金課税額においてそれぞれ減額する額を定めております。

68—3ページ最下段から68—4ページにかけまして第24条の3を追加いたしまして、こちらでは出産被
保険者の届出について定めております。第1項では届出の提出について、第2項では添付書類について、第3項
では届出の期間について、第4項におきましては届出を省略できる場合について規定してございます。

続きまして、68—4ページ中段の改正条例第2条におきましては国民健康保険税の税率の改正について定め
ております。

改正の概要は、国民健康保険税の県統一に向けまして税率を段階的に改正するもので、応能割、応益割の見直
し及び資産割額の廃止が主な内容でございます。

第2条第2項から第9条の3まで、それぞれ基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金に係る課税
額の税率の改正を定めております。

ページ下段から68—5ページにかけまして、第23条では軽減税率の改正を定めておるものでございます。

附則におきまして、第1項では、施行期日を第1条の規定は令和6年1月1日、第2条の規定は4月1日とす

るものでございます。

第2項では適用について経過措置を設けてございます。

説明は以上でございます。

○民生部長（中村 竜一君） 議案書69—1ページをお願いします。

議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由は、介護予防拠点施設を地元の区または自治組合へ譲渡することに伴い施設を廃止するためです。

69—2ページ、改正文を御覧ください。

別表第1から羽場下いきいき交流センターほか4施設の項を削り、附則は施行日を定めるものです。

財産処分に係る議案は後ほど提案させていただきます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

次に、

議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（吉澤 一義君） それでは議案書70—1ページをお願いいたします。

議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）について提案説明を申し上げます。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億1,966万8,000円を追加し、予算の総額を163億4,067万2,000円とさせていただくものでございます。

今回の補正は、農作物の霜害対策や資材等の価格高騰対策、またスマート農業導入などに事業者支援を行うもの、自転車の交通安全対策のための支援を行うもの、施設の老朽化・長寿命化対策のほか、事業の進捗状況により費用を追加するものなどが主なものでございます。

第2条 繰越明許費の追加、第3条 地方債の変更は、それぞれ表で御説明しますので、初めに70—4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。

10款6項 社会教育費、総合文化センター改修事業において劣化度調査及び基本設計が終了いたしまして、本年度から次年度にかけ実施設計を進めるため、繰越明許費235万円の追加をお願いするものでございます。

続いて70—5ページをお願いいたします。

地方債の補正でございます。

限度額の変更をお願いするもので、公共事業等債の増額及び地方道路等整備事業債の減額は道路・橋梁事業に係る国の補助額の増加に伴う財源の調整による増減でございます。

公共施設等適正管理推進事業債の増額は総合文化センターの実施設計に充てさせていただくものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして事項別明細書で御説明します。

70—6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16款 国庫支出金では、1項3目 民生費国庫負担金は障がい者介護旧給付費国庫負担金を増額及び私立保育所に係る子どものための教育・保育給付費国庫負担金を増額するもの、同項10目 教育費国庫負担金は私立幼稚園に係る子どものための教育・保育給付費国庫負担金を増額するものでございます。

2項3目 民生費国庫補助金は、病児保育事業に係る子ども・子育て支援事業交付金を増額するもの、同項8目 土木費国庫補助金は橋梁修繕国庫補助金及び交通安全対策国庫補助金を増額するものでございます。

17款 県支出金では、1項3目 民生費県負担金は障がい者介護給付費県負担金及び私立保育所に係る子どものための教育・保育給付費県負担金を増額するもの、同項10目 教育費県負担金は私立幼稚園に係る子どものための教育・保育給付費県負担金を増額するものでございます。

2項2目 総務費県補助金は自転車用ヘルメット購入支援事業補助金を新たに追加するもの、同項3目 民生費県補助金は病児保育事業に係る子ども・子育て支援事業交付金を増額、同項6目 農林水産業費県補助金は農業産業振興事業県補助金を追加するもの及び農作物等災害緊急対策事業補助金を増額するものでございます。

19款 寄附金では、1項1目 一般寄附金はふるさと寄附金を増額するもの、同項2目 総務費寄附金は株式会社南信精機製作所様から企業版ふるさと寄附金をいただいたことによる増額でございます。

70—6ページ最下段から70—8ページにかけまして、20款2項3目 ふるさとづくり基金繰入金は、今回の補正の一般財源分としてふるさと基金を繰り入れるものでございます。

21款 繰越金は、同じく一般財源分として繰越金を充てるもの。

22款5項1目 雑入は、高速道の救急業務支弁金を増額するもの。

23款 市債は、先ほど地方債の補正で説明した内容でございます。

続いて70—10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費。

1項4目 企画費でございますが、ふるさと寄附金の増収が見込まれることから、募集に係る経費及びふるさとづくり基金への積立金を増額するもの。

同項6目 交通安全対策費は、自転車に乗る際にヘルメット着用が本年4月より努力義務化されたことを受けまして、高校生及び高齢者を対象とするヘルメット購入支援事業を新たに実施するものでございます。

70—12ページをお願いいたします。

款3 民生費。

1項2目 障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスの利用実績によりまして介護・訓練給付費を増額するもの。

同項8目 福祉医療費は、こちらも給付の実績によりまして子ども医療費への給付金を増額するもの。

同項15目 後期高齢者医療費は、令和4年度の療養給付費の確定に伴いまして精算のための不足分を増額するものでございます。

2項1目 児童福祉総務費は、病児保育事業の利用の増加に伴いまして委託料を増額するもの。

同項 2 目 児童福祉運営費は、私立保育園の運営に対する施設型給付費等につきまして、公定価格の改定に伴い私立保育所運営費負担金を増額するものでございます。

70—14 ページをお願いいたします。

款 6 農林水産業費、1 項 3 目 農業振興費は、以下の 3 件に補助金を追加するものでございます。1 つ目が 4 月の霜害によりまして被害を受けた果樹の販売促進を支援するための農作物災害緊急対策事業補助金、2 つ目としまして県が実施するキノコ培地・資材価格緊急対策事業としての補助金、3 つ目としまして、認定農業者が導入する乾燥機——A I が搭載されている乾燥機だそうですが、スマート農業導入支援事業の補助金でございます。

70—16 ページをお願いいたします。

款 7 商工費。

1 項 2 目 商工業振興費は、中小企業融資の制度利用の増によりまして信用保証料の補助を増額するもの。

同項 3 目 観光費は、こまくさの湯における浴槽漏水対策及び駒ヶ根キャンプセンターにおけるコテージの空調設備更新を行う必要があることから工事費を追加するものでございます。

70—18 ページをお願いいたします。

款 8 土木費、2 項 4 目 橋梁維持費及び 7 目 交通安全施設費は、こちらは国の補助金が増額となったことから財源を補正させていただくものでございます。

70—20 ページをお願いいたします。

款 9 消防費、1 項 1 目 常備消防費は、高速道における救急業務に関する支弁金の確定によりまして上伊那広域連合への負担金を増額するものでございます。

70—22 ページ。

款 10 教育費。

2 項 2 目 教育振興費は、令和 6 年度の学習指導要領の改訂に伴い小学校の教師用指導書に係る費用を新規で追加するもの。

4 項 1 目 幼稚園費は、私立幼稚園の運営に対する施設型給付費等について、公定価格の改定に伴い私立幼稚園運営費負担金を増額するもの。

6 項 6 目 総合文化センター費は、総合文化センター改修事業実施設計のための費用を追加するものでございます。

70—24 ページをお願いいたします。

予備費でございます。冬場の除雪経費等に備えるために 1,000 万円の積み増しをさせていただくものでございます。

70—26 ページは起債の残高調書となっておりますので、後刻お目通しをお願いしたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

次に、

議案第71号 財産の処分について

及び

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

以上、事件案件2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長（中村 竜一君） 議案書71—1ページをお願いします。

議案第71号 財産の処分について提案説明を申し上げます。

本議案は、議案第69号で廃止の提案をいたしました地域介護予防拠点施設を地元の区または自治組合へ無償譲渡することにつきまして、地方自治法の規定により議会の議決を求めます。

譲渡する財産は5件で、いずれも木造平屋建ての建物、処分金額は無償、処分の時期及び処分の相手方はそれぞれ記載のとおりです。

説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○総務部長（吉澤 一義君） それでは議案書72—1ページをお願いいたします。

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定に当たりまして、庁内の指定管理者選定委員会を経て市民の代表による指定管理者選定審査委員会の意見をお聞きし、候補者を選定いたしましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めます。

記書きの表、下段から次ページにかけてでございます。

指定は10件、30施設でございます、新規の施設はございません。

9番の施設について9月の議会におきまして指定期間を変更させていただいておりますけれども、そこも含めまして、いずれも指定期間が今年度で満了するという施設でございます。

指定管理者が変更となる施設は72—2ページの9番10番でございます。

選定方法につきましては、公募が1番2番3番及び10番の4件で、他の6件は随意指定でございます。

指定の期間は令和6年4月1日から5年間とするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原 茂幸君） これをもって提案説明を終結いたします。

議案調査のため暫時休憩といたします。再開は午前11時40分といたします。

休憩。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前の引き続き会議を続行いたします。

日程第6

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

及び

議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例
の一部を改正する条例

の2議案を一括議題といたします。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○6 番(池田 幸代君) こちらの駒ヶ根市の一般職の職員の給与に関する条例の改正案の概要の5ページのところなんです、「初任給をはじめ若年層に」ということで、若年層の範囲というのを知りたいのが1点と、それから、大卒、高卒それぞれ平均改定率が挙げられているんですが、大体何対何ぐらいの比率で今大卒と高卒の職員の方がいらっしゃるのか、2点お願いします。

○総務部長(吉澤 一義君) 若年層の範囲としましては3級までが主でございます。給与表の3級まで……(池田議員「3級ですか」と呼ぶ) はい。

それで、率でございますが、ちょっと手元にはございませんので、また後ほど御回答させていただきたいと存じます。

○議 長(小原 茂幸君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業委員会に付託いたします。

総務産業委員会は、本日の本会議質疑終了後に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

次に、

議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算(第7号)

及び

議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算(第2号)

の2議案を一括議題といたします。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○6 番(池田 幸代君) 補正予算の関係なんですけど、70号の13ページの障がい者福祉サービス事業の関係で介護・訓練給付費が増額されているんですが、こちらはゴツチャ！ウェルネスで障がい者の方たちの雇用が進んだためなのか、それとも、例えば自立生活で暮らす方というか、障がい者の方で自立生活をされる方が増えたためなのかということで、増額の要因についてお答えいただければと思います。

○民生部長(中村 竜一君) 全般的に利用が増えているということでもあります。

○議 長(小原 茂幸君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号及び議案第65号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本日の本会議の質疑終了後に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

なお、議案第64号については、総務産業委員会は教育民生建設委員会と連携を取り審査してください。

次に、

議案第66号 駒ヶ根市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 から

議案第69号 駒ヶ根市地域介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 まで、

4議案を一括議題といたします。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第69号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

次に、

議案第70号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第8号）

を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業委員会に付託いたします。

総務産業委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

議案第70号について、総務産業委員会は教育民生建設委員会と連携を取り審査してください。

次に、

議案第71号 財産の処分について

及び

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について

2議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号及び議案第72号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

なお、議案第72号については、総務産業委員会は教育民生建設委員会と連携を取り審査してください。

常任委員会開催のため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

なお、今期定例会における一般質問の通告期限は本日午後2時であります。

休憩。

午前11時47分 休憩

午後 1時50分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

総務部長より発言を求められておりますので許可いたします。

○総務部長（吉澤 一義君） 先ほど池田議員より御質問のありました職員の割合についてお答えをいたします。

高卒が48名で16.8%、短大が68名で23.9%、大卒が169名で59.3%になります。

以上でございます。

○議 長（小原 茂幸君） 日程第7

議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
及び

議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例
の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案は本日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長（竹村 知子君） 総務産業委員会審査報告。

本日の会議において本委員会に付託された議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行い

ます。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号 駒ヶ根市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論ございませんか。

○10番（竹村 馨君） 総務産業委員会で賛成されました議員報酬及び特別職の給与の値上げに関する改定の議案でありますけど、国民の長年続く年間所得の減少、あるいはここへ来ての物価高騰に窮する庶民感覚からも、議員あるいは特別職という役割からも給与改定は適当ではないと判断して、反対討論といたします。

○議長（小原 茂幸君） ほかに討論ございませんか。

○2番（小林 敏夫君） 私は委員長報告に賛成の立場で反対の討論をさせていただきます。

今までも国家公務員の給与改定に準じて行ってきましたので、このとおりでよいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（小原 茂幸君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号 駒ヶ根市議会議員の議員報酬等に関する条例及び駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小原 茂幸君） 挙手多数でございます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）

を議題といたします。

本案は本日の会議において総務産業委員会に付託してあります。

総務産業委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務産業委員長（竹村 知子君） 総務産業委員会審査報告。

本日の会議において本委員会に付託された議案第64号 令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第7号）に

つきましては、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査し、教育民生建設委員会と連携を取った結果、原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、

議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

を議題といたします。

本案は本日の会議において教育民生建設委員会に付託してあります。

教育民生建設委員長より審査結果の報告を求めます。

○教育民生建設委員長（小原 晃一君） 教育民生建設委員会審査報告。

本日の会議において本委員会に付託された議案第65号 令和5年度駒ヶ根市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定したので報告します。

○議 長（小原 茂幸君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第8 請願及び陳情についてに入ります。

陳情がお手元の文書表のとおり提出されております。

陳情1件につきましては、文書表の記載のとおり総務産業委員会に付託いたします。

総務産業委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

日程第9 伊南行政組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の報告につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

伊南行政組合議会議員に中島和彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中島和彦議員を伊南行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中島和彦議員が伊南行政組合議会議員に当選されました。

ただいま伊南行政組合議会議員に当選されました中島和彦議員が議場におられますので、駒ヶ根市議会会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

日程第10 上伊那広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

上伊那広域連合議会議員に竹村知子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました竹村知子議員を上伊那広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました竹村知子議員が上伊那広域連合議会議員に当選されました。

ただいま上伊那広域連合議会議員に当選されました竹村知子議員が議場におられますので、駒ヶ根市議会会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明11月30日から12月10日までは休会とし、12月11日午前10時、本会議を再開し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

○局長（下平 和弘君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでした。

午後2時03分 散会